令和８年（2026年）11月20日

指定地域密着型サービス事業所　管理者　様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和８年度　第４回神奈川県認知症対応型サービス事業管理者研修の推薦について

日頃から、本市介護保険行政にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、神奈川県から、標記研修について、通知がありました。

本市で取りまとめ、受講の推薦を行いますので、受講を希望する事業所は、下記の期日までに指導監査課あて申込書等を提出してください。

記

１　提出期限　令和８年11月27日（金）（必着）

２　提出書類　①令和８年度　第４回　神奈川県認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書（※１）
②経歴書（※２）
③「認知症（痴呆）介護実務者研修基礎課程（旧基礎課程）」又は「認知症介護実践者研修」の修了書の写し

３　研修日程　令和９年２月10日（水）・12日（金）の２日間

４　そ の 他　研修の概要は、介護情報サービスかながわのホームページの「書式ライブラリ検索」「文書/カテゴリ検索」→「１２．認知症介護の研修」→「令和８年度　第４回認知症対応型サービス事業管理者研修について」に掲載されていますので、申し込みの前に、受講要件や注意事項をご確認ください。

※１　申込書は、別添の書式を使用してください。

※２　経歴書は、横須賀市ホームページの「総合案内」→「便利な手続き」→「申請書ダウンロード」→「16.民生局福祉こども部指導監査課の書式」→「介護保険（事業者・施設）・第１号事業者　指定申請・届出関係のページ」→「地域密着型サービス事業者（第１号事業者）等」「５．様式（ダウンロード）」→「２．サービス種類別様式」に掲載しています。

事務担当　民生局福祉こども部指導監査課
施設介護サービス担当　澤村　電話：046－822－8162

■本研修が必要な方

○　指定認知症対応型通所介護事業所・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者就任予定者で、下記①又は②のいずれかの研修を受講していない方。

①認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度）

②認知症対応型サービス事業管理者研修（平成18年度以降）

○　横須賀市内で指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型グループホームを活用した共用型を除く。）・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を予定している事業計画者の中で、上記①又は②のいずれかの研修を修了していない管理者就任予定者。

【本研修の受講要件】

<table>
<tr><th colspan="2">サービス種類</th><th>要　　件</th></tr>
<tr><td colspan="2">共　　通</td><td>次のいずれかの研修をすでに修了している者
①認知症（痴呆）介護実務者研修基礎過程（旧基礎課程）
②認知症介護実践者研修</td></tr>
<tr><td rowspan="4">管理者としての要件</td><td>認知症対応型通所介護事業所</td><td>適切な認知症対応型通所介護サービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者</td></tr>
<tr><td>認知症対応型共同生活介護事業所</td><td>適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者</td></tr>
<tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
※　管理者が保健師又は看護師の場合は、管理者研修を受講する必要はありません。</td></tr>
</table>